

「安全安心の喜多方ガイドライン（飲食業）」 ～新型コロナウイルスと共存し、経済活動を継続するために～

※飲食店……アルコールを提供する飲食店

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により4月16日に発令された「緊急事態宣言」が本県においては5月14日に解除され経済活動が再開されました。政府では宣言解除後の感染急増を防ぐため、引き続き事業者や国民一人ひとりが感染防止対策を講じながら、社会・経済活動を段階的に再開すべく「新しい生活様式」が示されました。

しかしながら、感染懸念や社会風潮などの「不安被害」により市内飲食店（アルコールを提供する店舗）への自粛が引き続き予想され、このような状況が長期化すれば市内飲食店は倒産・廃業など極めて深刻な状態に陥り、地域経済に甚大な影響を及ぼします。そこで当商工会議所飲食部会では、お客様に安全かつ安心して飲食店をご利用いただくための感染防止ガイドラインを独自に策定し、当面の期間、感染防止と経済活動を両輪で進め、地域経済のV字回復を図って参りたいと考えております。



令和2年6月1日

会津喜多方商工会議所 飲食部会

■緊急事態宣言解除後の飲食店における「5つの不安（不安被害）」

1. 新型コロナウイルスが収束するまで、いつ、どこで感染するかわからないという「漠然とした不安」
2. 同行者の健康状態等は把握しているが、他のお客様は大丈夫だろうかという「お客様同士の不安」
3. 宣言は解除されたが、この時期に懇親会に出席して大丈夫だろうかという「家族の不安」
4. 万が一、自店から新型コロナウイルス感染者が出たらという「店舗側の不安」
5. 収束はいつだろうか、それまで営業を継続できるかという「長期化への不安」

上記の5つの不安を解消しながら、お客様が安心して来店し、飲食店が持続的に営業するため、当面の期間において下記の感染防止対策に取り組む



① 3つの「密」（密閉・密集・密接）を防止

- ▣営業時間中は換気扇を稼働し、積極的に客席を換気すること
- ▣換気能力が不足する場合は、支障のない範囲で定期的に窓を開けること
(1時間に1回、数分程度、2方向以上の窓を開け換気など)
- ▣客席と客席の間隔をできる限り離すこと
- ▣テーブルやカウンター席・レジには飛沫ガードパネルを設置するなど、各店舗において可能な範囲で感染防止対策を講じること

② 営業は原則「予約制」で自己申告による「安心カード」を提出

- ▣お客様は来店日・人数・予算等の予約を行い来店すること
- ▣各店舗の間取り・客席数に応じた受入可能人数で営業すること（小グループが望ましい）
- ▣幹事となるお客様が、事前に来店者全員の氏名や直近の行動歴・健康状態等を把握すると共に来店時には「安心カード」を記入し店舗で提出すること

- ▣お客様から提出された「安心カード」は、感染者が確認された場合、感染経路を特定する追跡資料として各店舗が保管すること
- ▣来店されたお客様及び家族の中で直近2週間において、県外感染確認地域への行動歴がある場合や風邪の症状がある場合は入店をご遠慮いただく
- ▣予約なしのフリーのお客様が来店を希望する場合は「安心カード」を記入すると共に、万一、風邪の症状や県外感染確認地域への行動歴がある場合は入店をご遠慮いただく

③ 従業員の感染防止や体調管理を徹底

- ▣就業時のほか私生活でも必ずマスクを着用させること
- ▣出勤時やトイレ使用后・調理前などは、流水と石鹼による手洗いやアルコール消毒を徹底させること
- ▣出勤時には従業員の体温を測定し記録すること
- ▣従業員に発熱・咳などの症状が見られたときは就業させないこと
- ▣ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること

④ 施設設備の定期的な消毒を徹底

- ▣お客様退席後は、その都度テーブル・イス等を消毒すること
- ▣日頃から整理整頓、ゴミやほこりを取る清掃を心掛けること
- ▣ゴミを回収する際はマスク・ゴム手袋着用のうえ、鼻水・唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄すること
- ▣次亜塩素酸ナトリウム等を用いて、お客様や従業員がよく触れる場所や物は定期的に消毒すること
 - ◆厨房・客席全般…ドアノブ、テーブル、イス、照明等の各種スイッチ、冷蔵庫等の取っ手、蛇口、ゴミ箱、床 など
 - ◆更衣室・トイレ…扉、カギ、スリッパ、水洗レバー、ペーパーホルダー、便器のフタ など
 - ◆その他の設備……レジ、メニュー表、卓上調味料等の容器、下駄箱 など

⑤ お客様も来店時の感染症対策を徹底（お客様へのお願い）

- ▣お客様も個人の行動歴や健康状態等を把握し、感染防止を心掛けること
- ▣咳・発熱など体調不良のお客様はマスク着用の有無にかかわらず来店しないこと
- ▣入出店時やトイレ使用后には手洗いや手指のアルコール消毒を必ず行うこと
- ▣できる限り対面には座らず、横一列か交互に座ること
- ▣他のお客様とはできる限り間隔をあけること
- ▣咳エチケットを守って、咳の際には服の袖などで口を覆うこと
- ▣料理は大皿から自分の小皿に取り分けて食べること
- ▣グループ内での酒等のお酌や回し飲みは控えること
- ▣滞在時間は最小限にとどめること
- ▣店舗が実施する感染防止対策（換気など）に協力すること

【問い合わせ先】

会津喜多方商工会議所 飲食部会

〒966-0827 喜多方市字沢ノ免7331

TEL 0241-24-3131 FAX 0241-25-7171